

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第5回）

日時 令和4年12月5日（月）10：00～10：44

場所 オンライン開催

1. 開会

○能村新エネルギー課長

定刻でございますので、ただ今から、総合資源エネルギー調査会大量導入小委の下に開催されております長期電源化・地域共生ワーキンググループの第5回会合を開催いたします。

本会合もオンラインでの開催とさせていただきます。何かトラブルやご不明な点などがございましたら、事前に事務局からご連絡させていただいておりますメールアドレスや連絡先までご連絡ください。

それでは、山内座長に事後の議事進行をお願いいたします。

○山内座長

皆さん、おはようございます。それでは、議事に入りたいと思います。まずは事務局から本日の資料についてご確認をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。配布資料一覧でございますとおり、議事次第、委員等名簿、資料1といたしまして「中間とりまとめ（案）」、また参考資料1としまして「中間とりまとめ（案）参考資料」をご用意しております。事務局から以上です。

2. 説明・自由討議

（1）中間とりまとめ（案）

○山内座長

ありがとうございます。本日は、今ありました資料1を事務局からご説明いただいた後、資料1についてご議論いただければというふうに思います。それでは議事に入ります。まずは事務局より資料1のご説明をお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。資料1といたしまして、縦置き資料になります。「中間とりまとめ（案）」でございます。1枚おめくりいただきまして、目次、はじめにというところから各章立ての構成になってございます。こちらをご覧くださいますと、大きく4つのパートに

分かれてございます。まさに本ワーキンググループでご議論いただきました各開発の段階ごとの論点整理の形で整理をさせていただいております。

その上で、まず2ページ目でございます。「はじめに」ということで、本検討ワーキンググループの位置付けなどにつきまして簡単に言及をさせていただいております。

続きまして、中身に入らせていただきます。まず資料のお手元3ページ目をご覧くださいと思います。3ページ目、まず1つ目の段階といたしまして、土地の開発前段階というところでございます。土地の開発前の段階のところにつきましては、1つ目の大きな論点といたしまして、立地状況等に応じた手続きの強化ということでございます。16行目以下に記載がございます。この中で、32行目から「手続き強化の対象となる許認可」というところの記載がございます。

その中で、スライドはページ番号4ページ目になりますけれども、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような、このような土地開発に関わる許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合には原状回復が著しく困難ということで、こうした場合には、FIT/FIP認定の申請要件等の認定手続きの厳格化を行うということでございます。

具体的には8行目から10行目に、主な許認可といたしまして、現時点ではこの3つ、森林法による林地開発許可、盛土規制法による許可、砂防三法による許可というものを記してございます。

ただ、4行目、5行目に書いてございますとおり、今後こうした許認可以外のものにつきましても、こうした検討については妨げるものではないということを明確にさせていただいております。また加えて12行目、13行目でございますけれども、こうした手続きの強化ということにつきましては、原則全ての再エネ電源を対象とするということを考えてございます。

また15行目以降でございます。関係法令間の手続きにおける整合性への対応でございます。特に関係法令間の許認可手続きにおけます整合性の観点というところにつきましては、環境影響評価法、いわゆる環境アセスに関するところが本検討会でもご議論いただいたところでございます。環境影響評価につきましては、資料中22行目から24行目、少し記載を充実させていただいておりますけれども、こうした環境影響評価が一定程度進行または完了したタイミングというところ、すなわち計画の内容が一定程度確定した後に、関係法令間の許認可申請を行うことが各許認可等の趣旨を踏まえても整合的であり合理的であろうということでございます。

こうした中で、28行目以降でございますけれども、風力発電、そして地熱発電につきましては、開発までのリードタイムの長さというところと、あと土地の使用権原を証する書類に関するルール、これも検討ワーキンググループでご議論いただきましたが、こうしたルールなども参考に、法律または条例に基づく環境評価、いわゆる環境アセスの対象であるという場合には、今回新たに申請要件といたします許認可については、引き続き認定後に取得す

ることを認めることが適切だというふうに考えられます。

ただ、今回の 32 行目、33 行目ですが、手続強化が周辺地域の安全ということですか、そうしたことを踏まえ、かつ原状回復が著しく困難になってしまうといった許認可を対象にしているということを踏まえ、厳しい条件を課す必要があるということでございます。

スライド 5 ページ目になりますが、具体的に条件付き認定を行うということで、2 行目①環境影響評価手続きの完了前に一連の事業に着手した場合ということ、また、環境影響評価手続き終了後であっても、今回、申請要件といたします許認可取得前に開発行為に着手した場合には、認定を取り消すということでございます。また、②ですけれども、FIT/FIP 認定から 3 年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならぬというふうにしてございます。こうした届出期間内に許認可を取得できなかった場合には認定を取り消すということでございます。

また 7 行目から 10 行目につきましては、いわゆる電事法との関係で、工事計画などとの関係におきましては、関係審議会においてさらに具体的な議論を進めていくということを記載しております。

また 12 行目以降ですけれども、(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律の促進区域との連携というところでございます。13 行目以降、少し表現の適正化、整理をさせていただいておりますが、これまでご議論いただいた内容を記載したのになってございます。こうした中で、23 行目以降ですけれども、いわゆるこの促進区域というところの検討を通じまして、事業の候補地や配慮、調整中の課題の見える化がされているということで、まさにこうした地域におきましては、また事業者にとっても、再エネ事業に関する予見可能性は高められているということでございます。

こうしたエリアでございますので、再エネ特措法の認定申請における手続きの厳格化という今回のご議論いただいているところについての例外として、検討を行っていくということで、さらに詳細については環境省さんと連携をして議論していきたいと考えてございます。

5 ページ目の 2 ポツ、28 行目以降です。「土地の開発後～運転開始後・運転中段階」ということでございます。i、違反状況の未然防止・早期解消措置の新設についてでございます。ページ番号 6 ページ目をご覧くださいと、中ごろに、11 行目以降ですけれども、「認定計画に違反した場合、FIT/FIP 交付金を留保するための積立命令に基づく積立義務を新たに課すこととし、違反状態の間は、FIT/FIP 交付金の留保を継続することとする」と。「また、違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、違反の解消または適正な廃棄等が確認された場合は、留保された交付金を取り戻せる」ということでございます。

また、前回のワーキンググループでも委員の方からご指摘いただいたとおり、15 行目の後半以降ですが、こうした「積立命令は金銭処分であるため、認定取消し等とは異なり、行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の適用により、行政手続法における聴聞・弁明の機会の付与

も不要であり、迅速な措置の発動が可能となる」ということを明記させていただいております。

前回のワーキンググループでご議論いただきました、前回は著しい違反といったところの事務局の案でございましたけれども、前回の議論なども踏まえまして、19行目、20行目でございます。こうした著しいかどうかではなく、19行目に書いているとおり、「認定取消しをした際には、認定取消しに加えて、例えば、違反時点から、認定が取り消された時点までのFIT/FIP交付金の返還を求めていくことが適切である」ということを記させていただいております。

また脚注の11、ちょっと下のほうになりますけれども、ここで前回のまさにワーキンググループでも、原則交付金の返還を求めていくということの中でも、軽微な案件もあるんじゃないかということで、そうしたことを11のフットノートに記載させていただいております。「認定取消しした場合には原則返還を求めるべきである」と。「ただし、認定取消しに至るケースは、違反の程度、認定計画との乖離の程度、認定事業者の帰責性の度合いなどがさまざまである」ということでございます。こうした「事案に応じた柔軟な対応をすべき」ということも付記をさせていただいております。

また、前回オブザーバーの方々からもご指摘をいただいておりますけれども、24行目、25行目のところで、こうした措置を講ずる上では、迅速かつ効率的な措置の実施に向けて、買取義務者や推進機関の事務処理にも配慮しつつ検討をさらに進めていきたいということで記載を明確にしてございます。

また、7ページ目になりますが、3行目、交付金留保のための積立命令のスキームというところでございます。制度といたしましては10行目以降でございますが、「具体的には」と、「認定事業者に、買取義務者を經由して、推進機関へ一定の金額の積立義務を課した上で、買取費用と相殺することで、認定事業者への支払いを留保することが適当である」と。「また、FIP制度においては」、13行目以降ですけれども、「認定事業者に、推進機関への積立義務を課した上で、FIP交付金と相殺することで支払いを留保することが適当である」というふうに記させていただいております。

また次のページ、8ページ目になります。3行目以降、(2)交付金留保のための積立命令/交付金の返還命令の対象となる金額ということでございます。FIT制度の趣旨を踏まえて、5行目、6行目です。「国民負担により認定事業者に支援されている額」というところがその対象ということであります。従いまして、7行目以降に書いてございますけれども、今回の留保の対象額につきましても、FIT制度の下でまさに国民負担により支援されている交付額というところを基本として考えるということでございます。

ただ、FIP制度におきましては、推進機関から認定事業者に対してFIP交付金の交付によって支援しているということでございます。この留保措置の対象額は当該交付額ということが妥当であるというふうに記しております。

また12行目、13行目のところですが、前回の委員から、こうした新たな積立命令と、元々

本年の7月から措置されております、廃棄に関する積立命令、積立というものがございます。ここの関係性について整理しておくべきだといったご指摘もございました。12行目、13行目に書いてございますのが、適正な廃棄等に向けた費用の確保という観点から課せられている解体等積立金の積立義務というものは、この措置とは、今回の新たな措置とは別に課されるということとなるというふうに記してございます。

具体的には図の4というところに書いてございますけれども、9ページ目の一番上に図の4が書いてございますけれども、いわゆる本措置による積立金と解体等積立金につきましては、それぞれ目的も違いますので、それぞれ別途にこうした積立をしていくということになります。従いまして、特に問題となり得るところでいいますと、FIPの場合につきましては、もし今回新たに交付金の留保といった形での積立命令がされた場合には、プレミアム相当分が当然、積み立てられるということになりますので、この場合には、適正な廃棄に関する解体等積立金の積立義務については、推進機関から認定事業者に対して、積み立てるといった命令を別途課しまして、実際に認定事業者から推進機関に対して積立を行っていただくというような形のプロセスになるということになってございます。

これは当然現行でも、プレミアムが発生しない場合には同じような手続きになりますので、こうした現行の制度とも整合的だというふうに考えてございます。

続きまして9ページ目になります。「運転中～適正廃棄段階」というところでございます。4行目のところに、1つ目の論点といたしまして、太陽電池の出力増加時の現行ルールの見直しというものを記載してございます。具体的な論点といたしましては、(1)、16行目以降ですが、「出力の更新・増強時の廃棄費用の取り扱い」ということでございます。17行目です。更新にあたって、撤去される太陽光パネル相当額の解体等積立金については、21行目に記載のとおり、解体等積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄を求めていくというところでございます。

また25行目以降ですけれども、出力増強・更新後に設置された太陽光パネル、これは新しいパネルのほうですが、その廃棄等費用については、十分な廃棄費用を確保できるということを前提としつつ、設置後のパネルの運用を踏まえた積立方法を引き続き検討していく整理というふうに記しております。

また10ページ目でございます。ii、大量廃棄に向けた計画的対応というところでは、7行目、8行目で記しているとおおり、2030年代後半に想定される太陽光パネルの廃棄のピークに十分に対応できる計画的な対応が必要というところでございます。その中に1つ目の論点といたしまして、29行目以降ですが、「太陽光パネルの含有物質等の情報提供のあり方」というところをご議論いただきました。

ページをおめくりいただきまして、11ページ目になります。1行目以降ですが、「認定基準として含有物質等の情報提供を求めて、認定申請の際に記載する設備情報に含有物質等の情報を含める」と。「こうした情報が不足している場合には認定を受けることができない」ということを明確に記しております。また、4行目、5行目ですが、具体的な報告方法（時

期・内容・対象)については、こうした点を考慮しつつ、環境省さんと連携しながら引き続き検討ということでございます。

また、6行目以降ですが、型番が同じパネルについては、重複した情報提供によるコストの発生・処分、事業者の負担を抑制する観点から、情報提供を受けた項目をデータベース化していくということと、また前回、本WG検討グループでもご議論いただきましたけれども、こうした認定情報の中のサークルだけではなくて、広くリサイクルなどでも生かせるようにといったご指摘もございましたので、7行目から8行目のところですが、処理事業者等を含め、情報共有を可能とするといった、その活用の在り方についても引き続き検討していくというふうに記させていただいております。

11行目、(2)リサイクル・適正処理に関する対応の強化に向けた検討でございます。ここについては、19行目から21行目のところで、リサイクル等の制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用について、環境省さんとも連携して実態の把握とともに、引き続き検討していくというふうに記載はしております。

25行目以降、4つ目の論点です。横断的事項でございます。i、地域とのコミュニケーションの要件化のところでございます。スライド12ページまで進んでいただきまして、6行目から7行目、「地域とのコミュニケーションには、理解醸成に向けて、住民や自治体の同意取得や、説明会開催を含む周辺地域への事前周知など、さまざまなあり方が考えられる」というところでご議論いただいたところでございます。

また、まさに委員の方々からもご発言いただいたとおり、ご指摘いただいたとおりでございますが、10行目「①行政庁の許認可において、事業者の財産権や営業の自由の制約には、客観的な条件に基づき判断される公益上の理由が必要であり、地域の自治会合意や住民合意など、私人の同意を法律上の要件として事業実施の際に求めることは慎重であるべき」といったご指摘がございました。

また「②地域の実情や事業の特性によって、適切な周知・コミュニケーションの方法は異なり、一律に自治体の関与を求めるというわけではなく、引き続き自治体における裁量を尊重することも重要である」といったところもございました。こうした点を踏まえすと、17行目以降ですが、「FIT/FIP制度では、一定規模以上の発電設備の場合に、説明会開催を含む周辺地域への事前周知を認定申請要件として国が一律求めることとし、事前周知がない場合には、FIT/FIPの認定を認めないことが適切だ」というふうに記しております。

21行目以降、こうした認定申請に当たっての対象の範囲の考え方と、事前周知に関し他の対象範囲の考え方というところでございます。

22行目以降ですが、「周辺地域に及ぼし得る影響の程度などを踏まえ、事業規模や設置形態別に、地域の実態にあわせて事前周知を求めることとする」というふうに記しております。また24行目以降ですけれども、「周辺地域や周辺環境へ影響を及ぼす可能性の高い事業については厳格な手続きを求める一方で、その可能性が低い事業については柔軟な手続きを

求めるべき」と記しております。

「対象の範囲に向けた検討の視点」といたしましては、29 行目以降に記しております、電源の規模、また電源の設置場所、次のページ、13 ページ目をおめぐりいただきまして、1 行目、電源の設置形態、また 5 行目、他制度の対象エリアといったこととございます。こうしたことを勘案しながら考えていくということとございます。

一方で、10 行目以降ですが、「柔軟な手続きといたしまして、具体的には事業計画内容等一定の項目を掲載した標識の事前設置や、事業者のホームページ、またはビラなどに掲載するということなどによる事前公表といった対応が考えられる」ということでありますが、引き続き詳細を検討していくべきということとございます。なお、柔軟な手続きによる場合でも、説明開催などにより遠隔な手続きの実施を努力義務とし求めていくことが望ましいと言っております。

対象範囲のイメージにつきましては、図の 5 につきましてご紹介をさせていただいております。説明会に関する要件については、17 行目以降に記しております。18 行目です。「事業者の予見性を確保するため、説明会開催の周知方法や説明会において共通して求める内容については、あらかじめ施行規則やガイドライン等において定める必要がある」と記しております。

また 14 ページ目の 1 行目です。説明会開催につき虚偽申請や、その開催の際に暴行や脅迫などの不正な行為があった場合などは、説明会として求める要件を満たさないため認定せず、また、認定後に発覚した場合も申請要件を満たしていないため当該認定を取り消すということにつきまして、当然ではございますが、明確に記させていただいております。

14 ページ目の 7 行目以降、2 つ目の論点でございます。「事業譲渡の際の手续強化」でございます。論点といたしましては 24 行目、(1) 事業譲渡の規制態様というところでございます。25 行目ですが、「認定事業の譲渡そのものを禁止することも考えられる」ということとございます。ただご議論をこの検討会でもいただいたとおりで、26 行目、「事業譲渡自体を禁止することは慎重に考える必要がある」といったことを記しております。

1 つ目の矢羽根、27 行目です。「再エネ特措法は、再エネ発電事業につき、認定基準を遵守した認定計画に対して、権利を付与する」と、15 ページ目になります。「ことによって、再生可能エネルギー源の利用を促進することを目的とした法である」と。「発電事業そのものを規制する法ではないうえ、認定の対象は事業計画であって事業者ではない」と。「再エネ特措法において、発電事業の譲渡自体を禁止することは法の目的を逸脱していると考えられる」といったご指摘をいただいております。

また、5 行目のところですが、「事業者には営業の自由および財産権が保障されており、こうした重要な権利に対して、公権力が事業譲渡自体の禁止などの極めて強度な制限を加えるためには、相応の理由が必要」とであると。「こうした理由を考慮せず、認定計画や関係法令を遵守する新たな事業者に対して、一律に事業譲渡自体を禁止することは比例原則の関係でも慎重に検討するべき」といったご指摘もございました。

また、9行目以降です。「再エネの地域と共生した長期電源化の観点からは、例えば独立して各地に存在する低圧太陽光などは、中長期的に地域と共生する責任ある事業者などに対して集約化を促すなども必要である」と。こうした適切な主体に対する事業譲渡は望ましく、事業譲渡自体の禁止ではなく、適切な事業譲渡を促す制度設計を検討すべきといったこともございました。そこで、13行目以降ですが、認定申請段階と同様に、手続きの厳格化を行っていくということでもあります。例えば説明会の開催による事前周知を変更認定申請要件化した上で、追加的な説明項目の検討なども必要であるといったふうに記しております。

また17行目以降です。(2) 実質的支配者変更の場合における規制についても記しております。例えばということで21行目以降ですが、いわゆる特別目的会社、SPCなどが經由して実際には事業が行われるケースもございます。こうした場合には、実質的支配者の変更などがあつた場合には、事業譲渡以外の場合におきましても、事業譲渡と同じようなそうした効果もございますので、23行目以降に記しているとおり、実質的支配者の変更など、事業譲渡以外の場合においても一定の要件を満たす場合には、同様の規制を適用する必要があるというふうに記してございます。

27行目以降、3つ目の論点です。認定事業者の責任の明確化についてです。28行目です。再エネ発電事業の全てを認定事業者が自ら行うことは求めていないというのが現行制度でございまして。実際に事業の一部または全部の委託・再委託がされているケースは少なくないということもございます。30行目の後半以降、認定事業者が地方の地元企業に対して発電事業を委託する場合に、より地域、地元に着目した形での事業遂行が可能となるなど、一定のメリットも認められるところでございまして。

他方で、33行目以降ですが、現行制度の下では、事業規律の対象は認定事業者であるというふうになってございまして、委託先が認定計画や認定基準に違反した場合における認定事業者の責任が明確ではないというふうになってございます。この33行目はすみません、「委託先」が2つ並んでいます。ここは修正をしておきます。

このため、35行目ですけれども、認定事業者の認定計画遵守義務をまず法文上明確にした上で、委託先・再委託先も認定基準や認定計画を遵守するように、認定事業者に委託先や再委託先に対する監督義務を課すということもございます。こうした監督義務不履行があつた場合には、認定事業者に対して認定取消しなどの措置を取り得るということとするということもございます。

続きまして、関係法令遵守の徹底というところで、16ページ目の7行目、ivでございまして。(1) 非FIT・非FIP案件の対応でございまして。現時点で、非FIP・非FITの対応といたしましては、多くのものが補助金案件で占められているということもございまして、適切な補助金採択基準を設けまして、再エネ特措法と同水準の規律の遵守を求めているところでございまして。引き続き関係省庁とも連携しながら、今回の再エネ特措法の規律強化に合わせた基準設定を各補助金事業についても設けていくという方向性を記してござ

います。

また、関係審議会での議論を踏まえ、電気事業法における対応強化を行うことで、非FIT・非FIPの案件を含めた再エネ設備全体の規律強化ということも検討していくべきと記してございます。

最後になります。17行目（2）所在不明事業者に対する規律の徹底というところがございます。再エネ特措法上の措置を講ずる上でも、認定申請時には事業者の住所を記載するとなっておりますが、認定後、認定事業者が住所を変更した場合には、そうした観点から遅滞なく届け出なければならないといった制度になってございます。こうした届出を怠った場合には、認定取消事由ということがございます。

他方で、21行目以降ですが、転居の不届などによりまして所在不明となった認定事業者に対して改善命令や認定取消しなどの処分を迅速に行う手続き規定が特設設けられていないということになってございます。こうした観点からは、所在不明となった認定事業者に対しまして、公示送達といった手続きがございますけれども、再エネ特措法に基づく処分を迅速に行うため、前回、本WGでもご議論いただきましたけれども、再エネ特措法における公示送達の活用を検討していくといったことを具体的に記させていただいてございます。

以上、事務局からの説明でございます。なお、ご参考まででございますけれども、参考資料1につきましては、これまで審議会でご議論いただきましたスライドなどについて整理をしておりますことを報告させていただきます。事務局からは以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは資料1についての議論に移りたいというふうに思います。ご発言のご希望のある方はTeamsのチャットボックスで発言希望ということでお知らせいただければ、私のほうからご指名させていただきます。それでは、お願いいたします。

見ていただいて分かるとおり、これまでわれわれが議論してきたことが大体盛り込まれているのかなというふうな認識でございます。また、時間の関係もございますので、議論はできるだけ効率的に要点を絞ってご発言願えればと思います。

それでは、まずは中央大学の委員、どうぞご発言ください。

○大貫委員

山内先生、ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

○山内座長

はい、聞こえております。

○大貫委員

まずは事務局におかれては取りまとめ、ご説明いただき、ありがとうございました。私も含めて実に多様な意見がこのワーキングで出されましたが、山内委員長および事務局におかれては、極めて適切に取りまとめてくださったと思います。取りまとめに基本的に賛成いたします。長くならないように、簡潔に3点だけ申し上げます。

6 ページの 14～15 行目に次のようにありまして、先ほどご説明がありましたけれども、「認定取消しをした際には、認定取消しに加えて、例えば、違反時点から、認定が取り消された時点までの F I T / F I P 交付金の返還を求めていくことが適切」だと。この部分は委員も全く異論がないところだと思います。

前回、多少議論がありました。構成としては取り消しの効果はさかのぼらないこととして返還を上書きする形で求めることとしていくと理解します。そのことをはっきりさせるためにも条文を設けていただきたいと思います。

他方、前回委員会では、交付金の返還を求める要件を著しい違反行為がある場合としていたところについては、私も含めて、圓尾委員も含めて多少の議論もありました。この点については、注 11 で「認定取消した場合には原則返還を求めるべきである」とされています。これは賛成したいと思います。

さらに、「違反の程度、認定計画との乖離の程度、認定事業者の帰責性の度合いなど」を考慮して、個別事情に注目して、柔軟な対応をすることと書かれております。この点も賛成したいと思います。適切な裁量的判断がなされるような条文を工夫していただければと思います。

2 点目でございます。15 ページの 35 行から 16 ページの 1 行目でございます。ここに「認定事業者の認定計画遵守義務を法文上明確化した上で、委託先・再委託先も認定基準や認定計画を遵守するよう、認定事業者に委託先や再委託先に対する監督義務を課すこと」としてあります。これも賛成でございます。ただし、再エネ特措法 15 条を見ますと、認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギーや発電事業を行っていない時は認定が取り消されることになっておりますので、認定事業者の認定計画遵守義務は既に存在しているというふうに言うことができます。

しかしながら、認定計画遵守義務を法文上重ねて明確化することは、認定事業者や委託先や再委託先に対する監督義務を課す前提として重要だと思いますので、この明確化については賛成したいというふうに思います。

最後に、私人が一定のことを行う際に複数の許認可の取得が必要になる場合もあります。本件の本ワーキングで議論したのもそういう場合だと思います。このような場合に、もちろんたらい回しの対応はしてはなりませんし、複数の許認可を所管する行政庁は連携して審査の促進に努めなくてはなりません。このことは行政手続法 11 条に規定されています。これは興津委員のほうから既にご指摘があったところでございます。

今回、再エネ特措法における事業計画の認定選出申請に当たり、事前に複数の許認可の取得を求めることといたしました。これはもちろんもとより妥当ですが、これら複数の許認可の審査はより一層、行政庁間で連携してなされ、再エネ発電事業者の事業に対する見通しを明確にするよう努力する必要性があると思っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。事務局からのコメントについては後ほどまとめてお願いしたいと思います。その他はご発言のご希望はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃいませんか。もしあれでしたら、今のご発言について事務局から一言何かありますか。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。失礼いたしました。事務局でございます。

大貫委員から基本的な賛同のご指摘をいただいておりますが、最後にご指摘いただきました複数の許認可につきまして、今回例えば事前の手続きというところでは、森林法に基づく林発など、または盛土規制法など、こうした土地の開発関係の手続きといったものが想定されるということでございます。

こうした複数の許認可は関係省庁さまとも連携しながら、しっかりスムーズに情報連携、また、手続きの状況などにつきまして、関係省庁の中でもこうした連携が進むようなことについてはしっかりと連携をしていきたいと思っておりますし、また、実際の実務につきまして、都道府県のほうの事務ということもございまして、こうした手続きに関する情報の連携の在り方につきましてはわれわれ、認定の情報に関するプラットフォームの構築などを含めまして、また、認定の段階だけではなくて、特に違反の状況についての情報を速やかに共有し、F I T制度におきます、例えば交付金の留保措置を迅速に行うといったことなどにもつなげていく必要もございまして。

こうした観点から、最初の段階、また、その事業を実施している機関におきます情報の共有、またはそうしたことを踏まえて、速やかな措置を再エネ特措法上も行えるような、そのような環境というところをしっかりと構築していくことを努めてまいりたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

他にご希望はいらっしゃいませんか。どなたもご発言のご希望がないと。失礼しました。神山委員、ご発言をご希望。どうぞご発言ください。

○神山委員

神山でございます。このたび、事務局の皆さまには、規律検討会以降の速やかなる中間取りまとめをいただきましたことに敬服いたしますとともに、大変深謝しております。

途中には事業者団体をはじめ、関連する利益団体の現況ヒアリングもブッキングいただきまして、なかなかの過密スケジュールでお大変であられたと思います。私も大貫委員と同様に、今回の中間取りまとめに賛同させていただきます。

その上で、継続的な要望といたしまして、2点ほど申し上げたいと思います。1点目は温暖化対策への国際情勢を含めまして早急な措置が求められているとともに、再エネへの抵抗感も少なからずあり、芳しくないといえますか、お行儀の悪い事業者の事例などのニュースがあると大々的に報道されるというような現状がございまして。

ですので、エネ庁さんのほうで引き続き事業者団体やファイナンス系等との懇談というものを継続されて、必要に応じて速やかにアラームを発すると申しますか、法制度的に対応すべき事態であるというような警告を発していただいて、スピード感と緊張感を持って、さらなる検討を行っていただければと思っています。

2点目には、10ページから11ページの前回議論になりました太陽光パネル処理に関する型番情報等のデータベース化の部分でございます。情報共有というところなんです、大変重要な試みであると心得ておりますけれども、私の中ではまだ具体的なイメージがつかめなしております。製品情報と不正競争防止法上の営業秘密との関係とか、ユーザーであるパネルのユーザーの方の個人情報との関わり等の検討もございまして、懸念しておりますのは、こういう新しい事案が生じた場合には、例として太陽光パネルのビジネスの場合でも、やはり詐欺まがいの商法等も散見されております。正しい情報が適切に必要な方に伝わらないと、どうしても不正な利益を得ようとする方ですとか、不当な不利益を被る方というのが出てくる可能性というのがございまして、引き続き環境省さんと連携して、適正な情報の共有とか発信に努めていただければというように思っています。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長

どうもありがとうございました。続きまして、興津委員、どうぞご発言を。

○興津委員

ありがとうございます。興津でございます。

私も今回の取りまとめ案について、基本的に賛成をいたします。個々の論点とりわけ行政法的な論点につきましては、先ほど大貫委員のほうからご指摘をいただきましたので、私のほうからは個別には繰り返しません。

これまでのワーキングの中での発言なども適格に取り入れていただいておりますので、その点も含めて今回の取りまとめに至ったということで賛成をいたします。

大きなというか、一般論的なことについて1つ、2つ発言をさせていただきます。と申しますのは、この件に限らず法制度を設計する時には一般に言えることかと思うんですけれども、一つにはその制度の実効性確保と、今回のケースで言えば違反を未然に抑止し、また、実際に違反が生じてしまった場合には適切な制裁、あるいはそれに対する対抗措置を課するという観点と。それから、もう一つの観点といたしましては、対象となる事業者の権利保護・権利保障です。これは財産権などの実体法的な権利保護と、それから、手続き的権利の保障と両方を含みますけれども、その両者のバランスを意識して制度設計をしていただくというのが非常に重要かと思えます。

今回の取りまとめにつきましては、基本的にその2つの観点がうまくバランスを取るようにまとめていただいたのかなと思います。今後、この取りまとめを基にして具体的な法改正の作業へと進んでいくのだらうと思います。それについては基本的な作業というのは担当の省庁のほうにお任せをするということになるかと思いますが、今回の取りまとめに

については、例えば先ほど大貫先生からもご指摘がありました、返還命令に法的根拠を置くで
あるとか、あるいは最後のところすけれども、公示送達について新たに制度を設けるであ
るとか、法改正が予定されているところもあろうかと思えますけれども、具体的な制度設計
に当たってどこまでを法律に書くのか。どこから先を委任して政省令に落とすのか。さらに、
あるいは通達などのその内部的な規則的に委ねるのかというところは、この取りまとめの
中では必ずしもはっきりと書かれているわけではないところもあろうかと思えます。

その点については今後、法制実務的な視点で検討していただくとと思えますけれども、
その際に先ほど申し上げた2つの観点、その制度として実効的に動くかという観点と、それか
ら、関係者の権利保護という観点が、これが骨抜きになされないようにぜひご留意をいただ
ければというふうに存じます。

すいません。今後、法制局等との折衝などの中でそういう観点がさまざま出てくると思
いますけれども、どうか仏作って魂入れずということにならないようにというふうに申しま
すか。法制的な観点が自己目的化しないように、その制度の精神が生かされる形で今後の作
業をぜひ進めていただければなという希望を申し上げたいと思えます。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

他にご発言のご希望はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。それでは、ご発言のな
い方も基本的に賛同いただけるというような理解をさせていただこうというふうに思いま
す。

本日はこれまで4回にわたる議論を中間取りまとめ案としてご整理いただいて、ご議論
いただいたということでございます。今申し上げましたとおり、大筋で皆さんにご対応いた
だけたと思えますけれども、幾つか頂いた本日の皆さまからのご意見については反映をさ
せていきたいというふうに思います。

従いまして、総論についてはおおむねご了解ということで、大変恐縮でございますけれ
ども、今後の具体的な反映方法等につきましては私のほうにご一任いただくということ
でよろしゅうございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、そのようにさせて
いただくとして、今後の流れについて事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。

本日頂きましたご意見などにつきましても、先ほど座長からご指摘いただいたとおり、座
長ともご相談させていただきながら反映を検討させていただければと思えます。

その上で、今後、パブリックコメントにも諮らせていただこうと考えているところでご
います。また、このワーキンググループにつきましては、次回の開催などにつきまして、開
催する場合にはまた事務局からご連絡をさせていただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

3. 閉会

○山内座長

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会とさせていただきます。本日はご多忙中のところ、熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。失礼いたします。